

東久留米市勤労市民共済会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、東久留米市勤労市民共済会（以下「共済会」という。）が保有する自己に係る個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の尊厳と適正な共済会の運営を確保し、もって会員等の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。）又は事業を営む個人をいう。

(共済会の責務)

第3条 共済会は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(会員等の責務)

第4条 会員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する共済会の業務に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において個人情報を取り扱うときは、基本的人権を尊重して個人情報の保護に努めるとともに、この規程の目的に反することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 共済会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を登録し、これを閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の内容
- (5) 個人情報の収集の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、施行規程で定める事項

- 2 共済会は、前項の規定により登録した事項を変更するときは、あらかじめ変更の登録をしなければならない。
- 3 共済会は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録を抹消しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、共済会は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以降において、登録することができる。
- 5 前各項の規定は、共済会の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(収集等の範囲)

第7条 共済会は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲で行わなければならない。

- 2 共済会は、次に掲げる個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法律、法律に基づく命令又は東久留米市条例（以下「法令など」という。）の規定に基づくとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと共済会が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(収集方法の制限)

第8条 共済会は、個人情報収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、共済会は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると共済会が認めるとき。

(目的外利用等の制限)

第9条 共済会は、個人情報を収集した目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は共済会以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 人の生命、健康、安全又は財産を保護するためにやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上必要があると共済会が認めるとき。

(個人情報の適正管理)

第10条 共済会は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報管理者を定めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 共済会は、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに破棄し、又は消去しなければならない。

(委託の措置)

第11条 共済会は、個人情報取扱事務の処理を共済会以外のものに委託するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、その受託事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第3章 自己情報の開示請求等

(開示の請求)

第12条 何人も、自己に係る個人情報（第6条第5項の事務に係るものを除き、次条、第14条及び第15条において同じ。以下「自己情報」という。）を共済会に保有されている者は、共済会に対して自己情報の開示を請求することができる。

2 共済会は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により、本人に開示することができない個人情報

(2) 個人の指導、診断、判定、評価に関する個人情報で、本人に知らせないことが正当と認められるもの

(3) 前2号に掲げる個人情報のほか、開示することにより共済会の適正な運営を妨げるおそれがあると認められる個人情報

3 共済会は、開示請求に係る個人情報に、前項各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度の分離できると認められるときは、当該部分を除いて個人情報を開示しなければならない。

(訂正の請求)

第13条 共済会が保有する個人情報の記録に事実の誤りがあるときは、当該個人は共済会に対して自己情報の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第14条 共済会が第7条の収集等の範囲を超え、又は第8条の規定によらないで個人情報を収集したときは、当該個人は、共済会に対して自己情報の削除を請求することができる。

(利用中止の請求)

第15条 共済会が、第9条第1項ただし書きの規定によらないで個人情報を利用し、又は外部提供しているときは、当該個人は、共済会に対して自己情報の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用中止」という。）を請求することができる。

（請求方法）

第16条 第12条第1項の開示、第13条の訂正、第14条の削除又は前条に規定する利用中止の請求をしようとする者は、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を共済会に提出しなければならない。

- （1）氏名及び住所
- （2）請求に係る個人情報の内容
- （3）前2条に掲げるもののほか、施行規程で定める事項

（開示請求に対する決定事項）

第17条 共済会は、第12条第1項の規定による開示の請求があったときは、当該請求書を受けた日から起算して15日以内に当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

- 2 共済会は、前項の決定を行ったときは、開示の請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、共済会は、請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の決定を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。
- 4 共済会は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該請求書を受け付けた日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、共済会は、速やかに開示請求者に対し当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第18条 共済会は、前条第1項の規定により、請求にかかる個人情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対して速やかに自己情報を開示しなければならない。

- 2 自己情報の開示の方法は、共済会情報公開実施要綱（平成21年要綱第2号）第15条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「団体情報の公開」とあるのは「自己情報の開示」と読み替えるものとする。
- 3 共済会は、前項に定める方法により自己情報の開示をする場合において、当該文書等又は出力したものが汚損し、又は破損するおそれがあるときはその他相当の理由があるときは、当該文書等又は出力したものを複写したものにより開示することができる。

（訂正等の請求に対する決定等）

第19条 共済会は、第13条の訂正、第14条の削除、第15条に規定する利用中止（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、当該請求を受け付けた日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの決定を行わなければならない。

- 2 共済会は、前項の決定を行ったときは、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」

という。) に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

- 3 共済会は、第1項の規定により訂正等を行う旨の決定（一部の訂正等を行う旨の決定を含む。）をしたときは、遅滞なく、当該請求に係る自己情報の訂正等を行わなければならない。
- 4 前項の場合において、共済会は、請求に係る自己情報の訂正等をしない旨の決定を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。
- 5 共済会は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該請求書を受け付けた日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、共済会は、速やかに訂正等請求者に対し当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

（費用の負担）

第20条 この規程の規定に基づき、自己情報が記録されているものの写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（救済手続）

第21条 共済会は、第17条第1項及び第19条第1項の決定について、不服申し立てがあった場合は、当該不服申し立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、当該不服申し立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

第3章 雑則

（他の制度との調整）

第22条 この規程は、法令等の規定により個人情報の記録の閲覧、縦覧、写しの交付、訂正又は削除に関する手続きが定められている場合は、適用しない。

- 2 この規程は、図書館その他これに類する施設において、会員等の利用に供する目的として管理されている個人情報が記録された図書、資料、刊行物等については、適用しない。

（運用状況の公表）

第23条 会長は、毎年、この規程の運用状況について公表するものとする。

（委任）

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に共済会が行った個人情報の収集等は、この規程の規定により行われたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に共済会が保有している個人情報取扱事務についての第6条

第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」を「現に行っているときは、この規程の施行後速やかに」と読み替えるものとする。